



共立研究

東京基督教大学
共立基督教研究所

T 270-1347
千葉県印西市内野3丁目301-5-3
TEL. 0476 (46) 1137
FAX. 0476 (46) 1292

Vol. VIII No. 2 2003年2月10日

特集 キリスト教ボランティアがひらく公共性

従来の政治・社会・経済システムが終焉し、新しい世界のあり方が模索されているなかで、NGO・NPOなど、第三の勢力としてのボランタリーな市民活動が重要視されている。そのようななかで、キリスト者が、福祉、環境、政治、文化など、福音宣教とは別の非宣教的な活動に携わることにはどのような意味があるだろうか。キリスト教が歴史上おこなってきた愛の行為を今日の公共性の光に照らして見直すとき、そこには教会が見失っている新たな宣教の可能性も見えてくるのである。(本特集は、2002年11月25日、東京神田駿河台でおこなわれた同名のシンポジウム(主催:共立基督教研究所・後援:いのちのことば社)の内容に加筆・訂正をえたものである)

イントロダクション: 神の国をこの世に示すために

倉沢 正則

共立基督教研究所所長

シンポジウムの最初に、キリスト教宣教論の視点から、キリスト者が社会・文化を形成していくことについてお話ししさせていただきます。

イエス・キリストが話された有名なたとえ話に「種蒔きのたとえ」(マタイによる福音書13章1~23節など)があります。ある人が種を蒔いたところ、その種がそれぞれ、道端、岩地、茨の中、良い地に落ちた。イエスは、この種は神の言葉(御国の言葉)だと言われました。このたとえを「キリスト教ボランティアがひらく公共性」という観点から見て、いくつかの視点によって理解できると考えます。

第一点は、まず種が蒔かれうる環境があるということです。つまり、その社会なり国なりに福音の言葉を自由に語ることができる環境があるのです。

第二点は、神の言葉がさまざまに聞かれる土壌があるということです。これは多様な応答が許容されているということ、つまり御国の言葉の宣教は力をもって改宗を迫るようなものではなく、自発的に応答していくものであり、そうした自由な土壌があるということです。このシンポジウムのテーマで言え

ば、多様な考え方が共存できる「公共的な空間」が存在しているということではないかと思います。神はそういうなかで主体的・自発的に御国の言葉に応答してくれる者を祝福され、30倍、60倍、100倍の実を結ばせてくださるというのです。

このたとえ話を宣教論からみると、私たちの住む社会を、御国の言葉を大胆に語り、自由に応答できる公共的な空間が保証されるような社会にし、維持していくかなければいけないと言うことができるでしょう。

目次

特集 キリスト教ボランティアがひらく公共性	
神の国をこの世に示すために	倉沢正則
「新たな公共」の創造のために	稻垣久和
現場レポート①~③	
辻岡健象/田代麻里江/神田英輔	
パネルディスカッション	
シンポジウムを終えて	稻垣久和

1974年のローザンヌ世界伝道会議は、現在の福音主義キリスト教の宣教論にとって起点となりました。そこでは教会の使命が、「伝道」と「社会的責任」の2つであると宣言されました。さらに89年、第2回のローザンヌ・マニラ会議では、御国の福音そのものが言葉と行いによって示されなければならないという理解に発展しました。これを英語で言えば proclamation（宣布）と demonstration（実証）です。ある意味で、御国の福音のもつ社会性や文化的側面、つまり、神が創造された地を治めていくという、文化的命令を射程に入れて考えるようになってきたわけです。そこから、福音を言葉で伝える人たちとは別に、愛をもって社会に仕えその福音を示していく人たちを示す「愛の使節」という用語も出てくるほどになりました。

ラトゥーレットは「19世紀は宣教の偉大な世紀」と語りましたが、そうした宣教を担ったのは、いわば制度的な教会よりも宣教団体などの人たちでした。19世紀のアメリカでは、ボランティア・ソサエティという、さまざまなグループがつくられ、いろいろな宣教団体が全世界に出て行って果敢に宣教を展開しました。最近では、そうした制度的な教会と宣教的な働きをする団体を、「モダリティ（modality）」と「ソダリティ（sodality）」、あるいは「会衆構造」と「宣教構造」と呼び、稻垣久和氏の言い方では「制度としての教会」と「有機体としての教会」ということになるでしょうか。

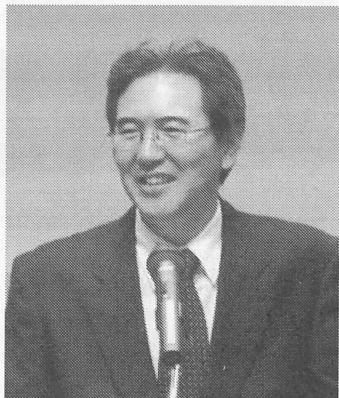
今まで宣教団体や超教派伝道団体と言われる団体は専ら伝道に関心をもっていました。しかしこれからは、愛の行為や神からの文化的命令を推し進める

オーガニゼーション、ないしアソシエーションが求められるようになってきています。

もちろん、過去にそのような愛の行為がなかったわけではありません。ご承知のように日本のキリスト教の歴史をとっても、19世紀に

は禁酒運動、あるいは廃娼運動などにたくさんのキリスト者が関わり、社会に警鐘を鳴らす声として具体的な実践をしていました。そこにいまもう一度光が当たられ、私たちの働きとして実践していくとする動きがあるよう思えるのです。最初にお話したような、自分の意志で自発的に信仰を告白できる環境づくりをバックアップし、さらに豊かにしていくようなグループとして民間の各種団体を形成し、そこにキリスト者が関わっていくのです。

国と個人との間に公共空間のなかに、社会のさまざまな領域で、具体的にイエスの愛と義が反映させられて、そこに赦しといやしがもたらされるような働きがキリスト者によって担われていくならば素晴らしいと思います。またそうした賜物、活動の育成が制度的な教会によっても認識され、支援されていく必要があるのではないかと思っています。



倉沢正則氏

基調講演：「新たな公共」の創造のために

稻垣 久和

共立基督教研究所・研究会議議長

本日のシンポジウムの表題には「公共性」という少し耳慣れない言葉があります。先ほど倉沢所長より、ローザンヌ世界伝道会議で確認されたキリスト者の使命が「伝道」と「社会的責任」であったというお話をありがとうございましたが、そこでの「社会的責任」は、「公共的責任」と置き換えて理解することができるでしょう。プロテスタン福音派の宣教は、戦後五十年して第2期に入ったと思われますが、これから

の宣教のキーワードの一つがこの「公共的責任」だと思います。

またシンポジウムの表題には「ボランティア」という言葉もあります。こちらは皆さんにも馴染みのある言葉だと思います。このボランティアと公共的責任がどのようにつながっていくのか、このシンポジウムを通して反芻していただけたらと思っています。

ボランティアは天の父のみこころをおこなう行為

「ボランティア」という言葉について、あまり説明や定義は必要ないと思いますが、これはたんなる私的なお手伝いを超えて、もう少し公共的な意味合いを持った言葉です。volunteerという英語は、ラテン語の voluntas に由来しますが、「自由意志」「自ら進んでおこなう」といった意味をもっていました。ラテン語訳のウルガタ聖書でこの言葉が出てくるのが、マタイによる福音書7章21節「天におられるわたしの父のみこころを行う者」の「みこころ(voluntas)」です。「みこころ」つまり自分の心、自由意志から派生して英語の volunteer という言葉が出てきたわけで、この言葉には、率先しておこなう、しかも公共的な意味合いを持ったお手伝い、またはそれをする人ということになります。

一方「公共性」という言葉は、英語では public ないし publicness ですが、ドイツ語では、Öffentlichkeit です。1960年代に出版され、今の公共性や市民社会論のはしりになったエルゲン・ハーバーマスの『公共性の構造転換』という本の原題は、『Strukturwandel der Öffentlichkeit』です。この Öffentlichkeit (公共性) の Offen は英語の open で、文字通りひらかれたこと (openness) を意味しており、ドイツ語のほうが、私たちが公共性を考える時に分かりやすいと思います。

ちなみに私たちキリスト者にたいへん馴染み深い「啓示」という言葉（英語では revelation）があります。これもドイツ語では Offenbarung とやはり Offen が付き、語源を同じくする言葉です。ですから神の啓示 (Offenbarung) は本来、すべての人に開かれていること、すべての人に明らかなこと、という意味なのです。

先に触れたマタイによる福音書7章21節は、5章から始まる有名な山上の説教の一部ですが、5章43-48節には以下のように書かれています。

『自分の隣人を愛し、自分の敵を憎め。』と言われたのを、あなたがたは聞いています。しかし、わたしはあなたがたに言います。自分の敵を愛し、迫害する者のために祈りなさい。それでこそ、天におられるあなたの父の子どもになれるのです。天の父は、悪い人にも良い人にも太陽を上らせ、正しい人にも正しくない人にも雨を降らせてくださるからです。自分を愛してくれる者を愛したからといって、何の報いが受けられるでしょう。取税人でも、同じことをしているではありませんか。また、自分の兄弟にだけあいさつしたからといって、どれだけまったくことをしたのでしょうか。異邦人でも同じことを

するではありませんか。だから、あなたがたは、天の父が完全なように、完全でありなさい』

ここで主イエスは、隣人を愛すると同時に、さらに一歩進んで敵をも愛しなさいという教えを述べています。自分を愛するのはある意味で本能です。しかしそんなところに留まっていたのではダメで、その先を行きなさいと言うのです。でもそれは簡単ではありません。神様に従おうとする自分の意志 (voluntas) があつて初めて可能になる、きわめて意志的な行為です。

45節には、「天の父は、悪い人にも良い人にも太陽を上らせ、正しい人にも正しくない人にも雨を降らせてくださるからです」とあります。ここでは「特別恩恵」と呼ばれる、いわゆるキリストの十字架による救いのことは語られていません。ここで言及されているのは、キリスト者だけに適用される救いではなく、それを超えて正しい人も正しくない人にも神が与えてくださっている一般的な恩恵 (common grace 共通恩恵) です。

さらにこの山上の説教の最初には、「幸福なるかな」（文語訳）で始まる、いわゆる幸福論が語られています。「心の貧しい者は幸いです」を、ある英語の聖書は「Happy are those who are poor in spirit. (ここにおいて貧しいものはさいわいである)」と訳しています。別の英訳では「幸い」を happy ではなく blessed と訳し、Blessed are those who are poor in spirit. としています。happy も blessed も、どちらも日本語では「幸福」ですが、blessed はどちらかというと「祝福」という意味でしょう。

今、私たちの社会を支配している価値観・倫理観は、実は19世紀に出来た倫理観で、ジョン・スチュアート・ミルが唱えた最大多数の最大幸福という倫理観です。それはしばしば公益とも呼ばれています。ミルは、この最

大多数の最大幸福を説明するのに、主イエスが教えたゴールデンルール（黄金律）を用いています。主イエスは黄金律の書かれているマタイによる福音書7章12節で、「自分が愛されたいように人を愛



稻垣久和氏

せ。”“自分がして欲しいように人にも施しをせよ”と言っているようですが、実はそれ以上のことと語っているのです。そんなことは罪人でもやっているじゃないか。その先を行きなさい。“あなたの敵をも愛しなさい。”ここに旧約聖書にはない、新しい主イエスの教えがあったわけです。

私たちは、何が自分たちにとって幸福かとよくよく考えてみると、自分の身の周りのことがよくなることだけが幸福ではないと分かります。少なくとも Blessed are~ という言い方で主イエスが言おうとしていることは、自分たちの救い（特別恩恵の範囲）だけに固執するのではなく、その外側に広がる神の一般（共通）恩恵に目を留めなさい、正しい人にも正しくない人にも雨を降らせ太陽を昇らせてくださる神にならって、あなたもぜひ同じようにしなさい、ということです。

最大多数の最大幸福を目指す行き方を象徴する物質主義が行き渡ったのが、今日の先進諸国の姿ですが、この生き方は20世紀末ですでに行き詰まってしまいました。しかし主イエスの「幸いなるかな……」というメッセージは、happy ではなくて blessed、神から与えられる祝福なのです。

山上の説教の blessed という言葉は、マカリオスというギリシア語が使われていますが、この言葉は聖書にしか出てこない言葉です。たとえばアリストテレスが『ニコマス倫理学』で幸福論を展開していますが、そこで使われているのは、エウダイモニアです。これは英語で言うと well-being（良い状態）、さらにそこから一歩進んで welfare（良い状態）をつくりだしていく、つまり福祉というものになっていきます。それが西洋の倫理思想の基準になり、最終的には「幸福とは快樂」という功利主義（ベンサム）となり、「最大多数の最大幸福」という思想となっていきます。

けれども、聖書的・キリスト教的な視点から本当の well-being、welfare とは何かと問うと、正しい人にも正しくない人にも恵みを与えられる神のみこころを、私たちがお手伝いすることなのです。これがまさに、一番最初に出てきた、「天におられる…父のみこころを行う」、つまり本当の意味でのボランティア活動なのではないでしょうか。

公共性を市民に取り戻す

さてここで、「公共性」という言葉をもう少し説明しておきましょう。

この言葉に含まれる「公」^{こう}という言葉は、日本語で「おおやけ」という意味ですが、「おおやけ」とか

「公」というと、日本ではしばしば、皇室やお上といったものを指してきました。これを現代的に言えば国家ということになります。

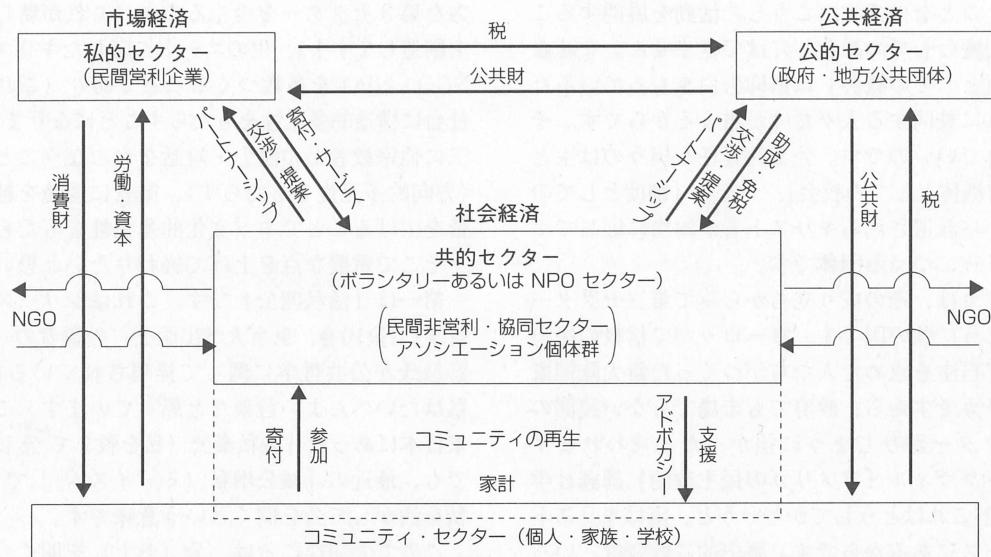
しかし、国家がおこなう政策は、どうしても権力的な構造がそこに出でて命令的、トップダウンの構造になります。それに対して、私たちが今、公共という言葉で意味するのは下から上へ、ボトムアップの方向で、市民の側から公共性をつくりあげていくということです。「公共」には「共（に）」という言葉がくっついています。社会的責任ないしは公共的責任というのはそういう意味です。それが天の父のみこころをおこなうボランティアということと相通じてくるのです。私は、これから日本語の中にみんなで「公共」という言葉を共につくりあげていかなければいけないと思っています。

しかし日本では、そのへんがまだ、なかなか定着しません。教育基本法の見直しをおこなっている中央教育審議会が昨年11月に出了した中間報告には、「新しい『公共』の創造に主体的にかかわろうとする態度の育成」とあります。教育基本法見直しを推進する人たちはこう言います。戦後五十数年間ずっと掲げられてきた教育基本法なるものがあまりにも個人主義を強く主張したために、人々が公共的なことを忘れてミーイズムに走るようになってしまった。その結果、公共性が失われ、教育が荒廃してきた。それに対して、新しい公共性を創造し、それに主体的に貢献する意識が必要だ、と。でもトップダウンでそういうことを言うのはおかしいのです。むしろ旧文部省に、教育基本法の精神を絶えず戦前の「お上」志向に戻そうとした勢力があったことが問題なのです。この傾向については戦後史からいくらでも例をあげることができます。例えば、預言者的キリスト者であった矢内原忠雄が、当時の荒木文相の教育基本法改正の意見を批判して述べた言葉を引用しよう。

「日本人に欠けているものは愛国心ではなく、人格観念である。人格は人間の尊さの実質をなすものであって、人間の自由と責任の根底である」（「中央公論」1961年1月号）。

しかし同時に、今回の中教審の中間報告は、教育に関心をもつすべてのキリスト者がよく吟味すべき内容であると私は思います。特に宗教教育の「新しい『公共』」の場での意味を議論すべきです。そして「地球環境問題など、国境を越えた人類共通の課題が顕在化し、国際的規模にまで拡大している現在、互恵の精神に基づきこうした課題の解決に積極的に貢献しよう」という、新しい『公共』の創造への参画も

図1 NPOセクターと社会システム



出典：佐藤慶幸「ボランタリー・セクターと社会システムの変革」（佐々木穀・金泰昌編『公共哲学7 中間集団が開く公共性』東京大学出版会、2002年、p194-195）より

また重要となっている」という表現は意味深長です。私たちには、お上から言われる前にわれわれ市民の側から公共性をつくりあげていくという方向性が何よりも必要でした。残念ながら、この五十数年の日本の教育を振り返るとき、それが必ずしも充分でなかったと思わずにはいられません。しかし今からでも遅くはないですね。本来の正しい公共を私たちの側からつくりあげていく、それが本日の主題なのです。

ではキリスト者の側は何をすればよいのでしょうか？ 実はその答えはすでにあって、私たちの側には、そのような活動をおこなってきた実績があります。ただそれを、「公共性」という意識の上にのぼらせる努力が足りなかったのです。本日レポートをしていただの方たちの活動も、プロテスタント福音派のサイドで、この20、30年間、積み上げて来られたことの一端です。

先の中教審の報告では、「新しい『公共』の創造」のすぐ後に「国を愛する心」が必要だと言います。しかし本当に必要なのはそのように偏狭なナショナリズムではなく、広い世界に出て行って天の父なる神の一般（共通）恩恵の対象となっている人々を愛し、仕える隣人愛です。国を愛するではなくて、隣人を愛する。本当はそれが、いま教育に一番必要なことなのです。

戦後の福音派のキリスト教は、「伝道、伝道」と言って、教会を形成することに手一杯で——それはとても大事なことであります——ひじょうに内向

きになり、公共の場から撤退してしまったのではないでしょうか。今はもう一度公共の場に出て、私たちが与えられている神の恩恵を、御言葉を通してだけでなく、公共的責任・社会的実践を通して伝えていくことが求められています。

カギとなる第三セクターの領域

さて、市民の側からボトムアップでつくりあげていく公共性とはどういうことか、もう少し具体的に説明します。

図1は、社会を構成するセクターを分析した図です。図の右側には「公的セクター」とあり、これはいわゆる第一セクターと呼ばれている政府や地方公共団体など行政のことです。左側には「私的セクター」があります。これは第二セクターと呼ばれている民間の営利企業のことです。この第一でも第二でもない第三のセクターが、図の真ん中にある「ボランタリーあるいはNPO*セクター」と呼ばれているもので、これがまさに私たちが議論している公共性を担うセクターなのです。

この第三セクターは、第一セクター（国家）からも、第二セクター（民間の市場経済の領域：すべてがカネに勘定されて取引される）からも自立している領域です。社会にはこの部分があることがひじょうに大事で、これがないと、いわゆる「生活世界の植民地化」（ハーバーマス）が起こり、民主主義は死んでしまいます。

これからのキリスト者の公共的責任は、この第三

セクターを強固にすることによって民主主義を確立していくことなのです。こうした活動を展開することは「制度としての教会」にはできません。なぜなら「制度としての教会」は信仰告白をもっているため、それに賛同する人々だけが集まるからです。そしてそれでいいのです。公共的責任を担うのは主として「有機体としての教会」つまり「制度としての教会」から派遣されるキリスト者が賜物に応じてボランタリーにつくる団体です。

アメリカは、その成り立ちからみて第三セクターがひじょうに強い国です。ヨーロッパで信教の圧迫を逃れて自由を求めた人たちがつくった新大陸国家がアメリカですから、政府でも市場でもない民間の第三セクターがひじょうに強かったと言われます（A. de トクヴィル『アメリカの民主政治』講談社学術文庫）。これはどうしてかというと、実はキリスト教がベースにあるからです。歴史的に教会は、いろいろなボランタリー・セクターをつくっていきました。今日で言うボランタリー・アソシエーション、自発的結社と言われるもので、アメリカでは現在、このNPOが約130万ほど数えられています（もっともこの中には、私立学校、私立病院、私立の福祉施設といったものも全部含まれていますが）。アメリカはこうした市民の力があるので、活力のある国家なのです。

ただ、アメリカの仕組みをそのまますぐに日本に持ってきてうまくいきません。何と言っても日本には、まだお上の強い体質があります。今それを脱皮しなければいけませんが、それにはどうしたらよいかを知恵深く考えていただくのがこのシンポジウムの目的です。

95年の阪神淡路大震災が起きた年は、日本のボランティア元年と言われます。あの出来事が一つのきっかけになってNPO法**という法律もできました。そうしたボランティアに参加した若者からは、自立性が養われた、相互援助の精神ができた、共感性が養われた、生きがいを感じたといった感想が聞かれました。ところが、こうした事柄は、キリスト者が聖書によって最も強い動機づけを受けていることなのです。

「公共の哲学・神学」の構築を

まとめとして、私はキリスト教の視点から「公共哲学」を提起したいと思います。この公共哲学の担い手はキリスト者市民であり、第3セクターです。第3セクターが弱いと、お上（国家）からの最大多数の最大幸福＝快楽追求、偏差値志向や、「生活世界

の植民地化」が起こります。実践的には、第一に強力な第3セクターをつくること（これが新しい公共を創造します！）、生のニードに応じたキリスト教のNGO・NPOを多数つくることであり（これが日本社会に構造的多元性をもたらすことになります）、第二に他宗教者との協力・対話をおこなうこと（方向的多元性をもたらす）、第三に国境を越える連帯を広げることです（文化的多元性をもたらす）。

そこで重要な点を上げて終わりたいと思います。

第一は「活私開公」です。これはシリーズ『公共哲学』（全10巻、東京大学出版会）の編者の一人、金泰昌氏が公共哲学に関して提唱されている言葉で、私はたいへんよい言葉だと思っています。^{かっし かいこう}これは從来日本にあった「滅私奉公（私を殺して公に奉る）」でも、最近の「滅公奉私（ミーイズム）」でもなく、私を活かして公を開くという意味です。

ここで大切なことは、公（お上）を開く、つまり閉鎖的で既得権益追求と公の私物化に走る官庁、天下り先と成り下がるNPO（公益法人）に、「それでいいのか」と情報公開などを迫ることです。つまりキリスト者として「隣人愛の実践」（事業体）と同時に「世の見張り人としての使命」（社会運動体）を果たすことではないでしょうか。この二つは矛盾しません。それどころか聖書が両方を要求しているのです。“社会運動体”というとヤスクニ問題や有事法制化に反対することである、と錯覚している人がいますが、それは間違います。環境保護のボランティア運動を徹底してやれば、政治がおこなうべきことをしていないということに気づき、有権者として怒りを感じるし、悪しき公共事業の名で税金が正しく公共のために使われていないことに納税者として怒りを感じるでしょう。またフリースクール運動に関われば、公立学校がイキイキとした子供の成長を阻む状態にあることに親として怒りを感じます。

戦前に賀川豊彦が、労働運動・セツルメント運動や生協活動の市民ボランティア活動の先駆者となつたと同時に、日本宣教においてもいわゆる「神の国」運動で成果をあげた、ということを覚えるべきです。

第二は「領域主権」です。これはアブラハム・カイパーが唱えた概念で、神はご自分の主権を、国家だけでなく、学校、家庭、教会、ボランティア団体などさまざまな領域に分散して与えておられるという考え方です。キリスト者が神から委託された事業をおこなうためにつくる多くの中間集団（ボランティア団体）は、ニードに応じた活動として国家から独立した主権をもっていることを主張していくべきです。

第三は、国境を越える NGO が結果的に国家主義を抑制するということです。

第四は「汝の敵をも愛し迫害する者のために祈れ」です。こうした NPO、ボランティア・グループを中心として、私たちが、隣人を愛せよという教えに基づいてさまざまな活動をしていくことが、いろいろな意味で日本の社会に益をもたらし——これが眞の国益です！——、ひいては世の中の人々の信頼をキリスト教会に引きつけていくことになると私は考えています。

* NPO (Non-Profit Organization 非営利組織)：レスター・サラモンは、NPOに以下の定義を与えている。

①組織化されていること、②民間であること、③利益配分をしな

いこと、④自己統治・決定していること、⑤自発的であること、⑥公共の福祉のためであること。

なお類似の呼称である NGO (Non-Governmental Organization 非政府組織) はほぼ同義に使われるが、国連関係の連携活動では通常 NGO が使われ、こちらのほうが国際的に普及した呼称。日本では1998年に NPO 法が成立したために、NPO の通りがよい。

** NPO 法：正式名称は「特定非営利活動促進法」。従来の民法の公益法人制度（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、財団法人など）とは別に、民法の特別法として1998年に成立（当初は「市民活動促進法案」だったが、自民党の反対に遭い名称変更された）。これにより市民団体も法人格を得ることが可能となり、後には一定の要件を満たせば税制上の優遇が受けられるようになった（2002年12月、税制上の優遇を受ける「認定 NPO 法人」の要件緩和などを盛り込んだ改正案が国会で成立し、2003年5月より施行）。2002年末現在、NPO 法人格を取得したのは、全国に9329団体。

現場レポート①

小さいのちを守る運動からみた日本社会と公共性

辻 岡 健 象

小さいのちを守る会代表

1 なぜ今、小さな命を守る会なのか？

最初に、現代日本人の性といのちをめぐる状況を簡単にお話して、そのなかでなされている私たちの活動と公共性の関わりに触れたいと思います。

日本の社会は一言で言えば、生命軽視と性的乱れの顕著な社会です。生命操作などにみられるように、神の如くなろうというのが今の生き方で、私たちは21世紀のバベルの塔とも言うべき現状に生きているのではないかでしょうか。いま日本では赤ちゃんが1人生まれる陰に3、4人の胎児が殺されています。表向きは99.9%が経済的理由となっています。厚生労働省に届けられる中絶件数は約40万件ですが、届け出るのは1、2割ですから、この数字を信じないほうがよいでしょう。

日本人男性の性行動については、今さら言う必要はないほどですが、20歳前後の男性の8割は19歳までに性体験をもっていると言われています。女子高生では、大体13%が売買春を体験していて、20歳以下の女性の38%が5人以上の男性と性関係をもつたことがあるという数字もあります。京都の産婦人科医が調べた調査では、Aという10代の男子が1週間に4～5人の女性と性関係を持ち、またBという女性もまた1週間に5人くらいの男性と関係を持ち、そのAとBがカップルであるケースが13%だったそ

うです。

私たちの事務所に、男子高校生が相談の電話をかけてきました。その話では、10人以上の男子高校生が1人の女子高生を脅迫して性関係をもち続け、ついにその高校生は良心の呵責から電話をかけて来たのです。これが現実の姿です。

小さいのちを守る会：1984年、胎児のいのちの尊厳を守るために始めたボランティア団体。①事情により妊娠をためらう女性にいのちの尊厳を伝え出産を援助する、②養育不可能な女性に養子縁組の斡旋をおこなう、③講演・冊子・ビデオなどを通じての啓蒙活動をおこなう、④中絶体験に苦しむ女性に、キリストの福音による救いと赦しを伝える、が活動の柱。会員数3000人。

2 いのちを守る運動からみた日本社会

(1) 公共的議論のむずかしさ

こうした状況のなかで、小さいのちを守る会というものが始まりました。私たちは、人が神の像に似せてつくられ、命も性も神のものという立場に立ち、殺してはならない、姦淫してはならないという聖書の命令を踏まえて活動しています。

そのなかで異文化や全然意見の違う人たちとぶつかっていくので、自分の中に閉じこもっていてはできません。原宿で、私の家族も加わって中絶反対の

キャンペーンをおこなった時は、20人近い若者に取り囲まれて殴られそうになりました。結局3時間半くらい討論になり、300人くらいが集まりました。そうしたまったく違った考え方をもつ人たちと接することで、私は相当鍛えられ、失敗もしながら実践的に養われてきたと思います。

話し合いは、まず自分の立場をはっきりさせないと成り立たないと思います。同時に相手の主張に耳を傾ける姿勢が必要です。相手の話を聞いてあげると、相手もこちらの話を聞いてくれるものです。

ある時は、妊娠した女性とその家族・親戚、相手の男性と、中絶させようとするその家族・親戚、12人と終電の時間まで8時間話し合いをしたこともあります。そういう時、まず「私たちは命についての話をしています」と確認します。そして、「ご家族それぞれの意見を前にあるテーブルに出してください。意見が違っていても相手を批判しては駄目ですよ。テーブルの上の意見について話し合いをしましょう」と言います。そこでは自分の意見を差し控えて相手の意見を受け容れることも必要ですし、犠牲もあります。しかし違う意見のなかからよりいいものを選んでいかなければ公共性は生まれません。その意味で公共性には、教育や訓練が必要だと思います。幸いその女性は出産し、2人は結婚して幸せにしています。

私たちが取り扱っている『ちいさないのち』(さかもとふあみ著)という本に共感して私たちの会の会員になってくださったお坊さんがいました。その方のお寺にうかがった時、彼が「キリスト教は仏教のことをサタンと言っているんでしょう?」と言われたのです。私たちは違いますとお話しましたが、そうした偏狭なことを言うキリスト者もいます。私たちが公共の領域に提供できるものはいいものなのです



辻岡健象氏

から自信を持つべきだと思いますが、相手の立場を理解して議論上手、対話上手になることが必要だと思います。そうでないと私たちの信仰、宣教も行き詰まってしまうでしょう。自分の立場を明確にして、共通点を探り合いながらそこを育っていくことが大切です。

(2) 血縁至上主義の日本の養子縁組

私たち日本人は、異質のものを受け容れられない性質があります。日本の天皇制度が血縁至上主義で、養子縁組を否定しているのは、象徴的だと思います。海外には、養子縁組を支援する制度のある国が多いのですが、日本ではやはり異質な者が家庭に入ってくるのを拒む風土があります。養子縁組でよくあるのは、おじいちゃん、おばあちゃんが断固反対するケースです——けれども実際に養子をもらうと、大抵の場合一番可愛がるのは彼らなのですが——。私たちキリスト者も、日本の文化の中に生きているため養子縁組に対してネガティブな感情を持っているのではないかでしょうか。

しかし、養子を受け容れるというのは、私たちが血縁を越えて他の人の隣人となるということだと思います。私はそのあたりに日本人の公共性の問題が深く関わっているように思え、血縁至上主義ではない、聖書が教える愛情至上主義の家庭が存在できたらと思って働きに取り組んでいます。

私たちの会では今までに300人以上の養子縁組を取り扱ってきました。子供たちはみなクリスチャン家庭の一員となりましたが、その際、その子を受け容れる家庭や親戚、彼らが所属する教会で、「結びの式」というものします。そこで皆さんに「この赤ちゃんを小さなイエス様として受け容れますか?」と聞き、皆さんに祈ってもらってその子を家族・親戚・教会という公共の広がりを持つ交わりに委ねます。養子を受け入れるクリスチャン家庭がすばらしいので、家庭裁判所の人でも、退官したら私たちの会の会員になりたいと言っている人があり、こうしたことがよい証になっていると思います。

3 キリスト者の社会的使命と責任

このテーマについては稻垣さんが言われたので省略したいと思いますが、ただひとつ、自分にできる小さなことから始めることが大切だと思います。私が今の働きで最初に講演に呼ばれた時は、1000人が入る公会堂でしたが25人しか来ませんでした。しかしその中の一人が中絶経験のある女性で、その方が、学生に声をかけて次には1000人の集まりに呼んでくださいました。

小さいのちを守る会の活動をとおしても、ほんとうの神の愛を中心としたボランティアによって築かれる公共空間のある社会が生まれ、地の上に平和が来て、神の国が到来することを願っています。

現場レポート②

海外と国内のボランティア活動を通しての一見解

田代 麻里江

長野県看護大学専任講師

1 海外におけるボランティア体験

私は7歳の頃から教会に通い始め、教会でたくさんの奉仕をさせられて育ったせいか、奉仕活動をすることにはあまり抵抗がなく、日本とアメリカで過ごした学生時代にはさまざまなボランティア活動を経験しました。

私の場合、一般に言われるボランティア活動にあたるものは、JIFH（日本国際飢餓対策機構）を通して派遣されたバングラデシュでの保健活動がそれにあたると思います。1996年から3年間、バングラデシュに派遣され、ヘルス・ケア・コンサルタントというポジションでいくつかのプロジェクトに関わりました。

前半の1年半は主に首都ダッカの小児病院シェシュ・ホスピタルの近くにある小児回復センターで、施設の運営とスタッフ教育に携わりました。ここは、病院から紹介されてくる回復期の栄養失調の子どもと付添のお母さんが2週間ほど滞在する施設です。また後半の1年半は、世界里親制度で支援を受けて学校に通う約2000人の子どもたちの定期健康診断システムを開発し、7つの地域に分かれた里親事務所でスタッフたちをトレーニングしたり、また現地の人々の手で健康診断やフォローアップをおこなえるよう支援するため、地元の医者やNGOとネットワークをつくって活動していました。

私が派遣された96年当時、JIFHでは海外へ派遣される者たちをボランティア・スタッフとし、私も「田代ボランティア」と呼ばれていました。後にJIFHはたんにスタッフと呼ぶようになりましたが、当時は組織的にはボランティアというポジションで活動していたわけです。しかし私自身は、自分の活動をボランティア活動だと考えたことはありませんでした。これはJIFHの同僚も同様だったようです。このあたりの、何をボランティアと定義するかについては、後ほど皆さんのご意見をうかがってみたいと思います。

ボランティアについて社会学的には、無報酬性／博愛性／自己提供性／自発性／継続性／協調性といった共通する性格があげられていますが、私の活動

では、無報酬性を除くすべてが該当しています。けれども私は、三つの理由から自分の活動をボランティアとはみていませんでした。

一つは、私の活動は神からの召しに対する個人的応答だと思っているためです。しかし先ほど稻垣さんが言われた *voluntas* という言葉の意味からすると、まさしくボランティアと言えるのかもしれませんので、もう一度キリスト教ボランティアとは何かを考えさせられています。

二つ目は、私は自分の海外での働きを、宣教活動の一つであると思っているからかもしれません。FHIは、世界の被創造物の全体の贍いが必要である、という立場から、その活動自体を宣教活動と理解しています。現地で働くさまざまな国の同僚たちと、よく自分たちの活動は「宣教か?」「開発か?」と議論しましたが、「ボランティア活動か?」と議論したことはありませんでした。

三つ目に、私の仕事は保健師という特定の知識や免許を必要とする専門職で、無報酬性ではありませんでした。毎月最低限の生活費は支給されていたという点で、私の活動は生業であったと言えます。ボランティアの専門性が高まるにつれてそれが職業となっていくパラドックスについては社会学者も指摘しているとおりです。

こうした私の意識は、バングラデシュでの現地NGOの性格にも影響されていたと思います。バングラデシュに限って述べれば、近年NGOの数がひじょうに多くなり、活動現場の取り合いが生じるほど運営競争が激しくなっています。NGOの中には外国から莫大な資金を得て現地スタッフを何万人も抱える巨大NGOもあり、いまやバングラデシュにお



田代 麻里江氏

ける NGO は、中流階級に雇用を提供する場となっていて、現地の人たちは企業に就職するような感覚で NGO に応募し生業として働いています。そのような人たちにボランティア的精神を要求することはたいへん難しいのです。

反対に海外からバングラデシュに派遣してきた者は、それこそ先のボランティアの共通原則にあるような精神でやって来ますので、現地スタッフとのあいだで度々摩擦が起こりました。

以上のことにより、私は自分が携わっていた活動を、ボランティア活動と言うよりも、ボランティア精神を伴う活動と言うのが適当ではないかと考えています。

とはいえる、私の活動も公共空間への貢献はあったのではないかと思います。

その一つは、バングラデシュの活動に日本の支援者の方たちが参加できることです。私を団体から派遣するために100人近くの方が定期的に献金をしてくださいましたが、その方たちは、献金と関心をもつということでバングラデシュの人々と繋がりをもたれていました。ただし、クリスチャンの支援者は、それも海外宣教の一部として捉えている方が多く、支援者の方の公共空間への参加はかなり消極的だったと思います。

もう一つ、公共空間への貢献ということで言えば、多様なスタッフの協働することが、異文化共生の試みになっていたことでしょう。FHI バングラデシュの団体には90名近くの現地スタッフが雇われていましたが、その中にはクリスチャン、イスラム教徒、ヒンドゥー教徒があり、民族も異なっていました。そのうえに外国人スタッフはオーストラリア、アメリカ、韓国、日本、イギリスから派遣されており、類い稀な異文化共生空間を生み出していました。

私たち外国人スタッフとしては民族や宗教の異なる現地スタッフが互いを理解し、尊敬しあい、地域において異文化共生のモデルになってくれればと祈っていました。もちろんそれは簡単なことではありませんでした。世界観の異なる人々のあいだでは価値観の不一致が容易に生じるため、プロジェクト運営の実際には多くの困難がありました。しかしクリスチャン団体の FHI がイスラム世界のバングラデシュで異文化共生のモデルとなれば、それは本当に素晴らしい証になると思います。

以上のように、私の海外ボランティア活動は、公共空間という視点からみた貢献はあるものの、今後こうした海外援助団体が取り組んでいくべきいくつかの課題を含んでいると思います。

2 日本におけるボランティア体験

私は10年ぶりに日本社会へ復帰し、2001年から長野県の看護大学で働くことになり、大きな環境の変化に戸惑いもしましたが、現職に就きながら可能な範囲で貧しい人、弱い人に仕える機会を探しました。

そこで気づかされたのが、地域にいる外国人労働者とその家族が医療機関でのコミュニケーションに障害があり、外国人も、また医療機関も困っているという現状でした。隣接する伊那市にある NPO 法人伊那国際交流協会と不思議な成り行きで関わりをもつようになりました。今年5月から、彼らと共に地元の南信地区を中心とする外国人の医療問題について情報交換をしたり、市民フォーラムを開いたりすることになりました。

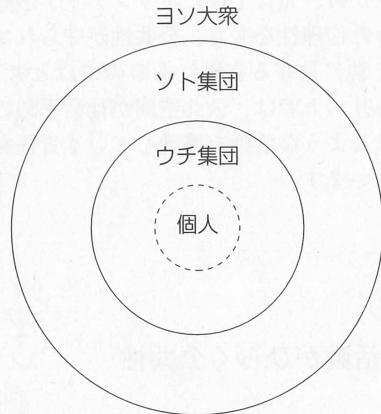
外国人の検診を開く計画を進めていくなかで、地域の保健所の課長レベルの人を招いてミーティングをもったときのこと、保健所の職員の方が、「われわれの義務は市民として登録をしている人を対象としていて、登録していない、または登録できない外国人の検診活動に協力することはできない」と言われました。公務員には2つの義務があるって、一つは、オーバーステイの外国人に対して入国管理局への通告義務があるというもの。もう一つは、業務上知りえた個人の情報は他に漏らしてはならないという守秘義務です。このどちらを優先させるかは、まったく個人の倫理的決断ということになります。

例えば神奈川県では、地元の NGO が介在する外国人検診に、県の衛生局が結核検診というかたちで人と費用を出して検診の一部を担当しています。その検診は日曜日にキリスト教会や公民館でおこなわれ、毎回100人近くの外国人が受診していて、言葉も通じる無料検診なので他県からも外国人の人たちがやって来るそうです。この例で神奈川県の保健所は、県を越えた広域の市民の健康管理、つまり市民への結核伝染を予防するという使命を拡大解釈して、広くオーバーステイや県外の外国人にもサービスを提供しているわけです。ここでは、公共の福祉を目的に、守秘義務を通告義務よりも優先させていると言えるでしょう。外国人人口の増加は今後どの自治体でも起こってくることですから、長野県の自治体としても公務員の方々がどのように自らの業務を捉えるのか、これから考えていかれるところだと思います。

私自身も県立大学に勤務しているので地方公務員なのですが、看護研究者として社会の福祉の向上に発言していく責務を負っています。そのことから私の立場は保健所と比べるとややニュートラルではあ

ると思っています。ですから、キリスト者として私ができることは、その中間的な立場を利用して、地方自治体、つまり公・お上がる真の意味で住民に仕えることができるよう働き掛けていくことではないかと思っています。そしてもし自治体の態度が外国人に対して寛容になれば、それがキリスト者が非宣教的な活動をすることのモデルになるのではないかと考えます。

図2



3 日本人がボランティア活動に参加することへの障害

さて、今までお話をしたような経験をおして、一般の人々がボランティア活動に参加する際に障害となると私が感じていることを述べたいと思います。

長野県は、全国的にみても外国人居住者が多い県で、私が住む駒ヶ根市には50人に1人、隣の伊那市においては25人に1人が外国人という割合になっています。しかし同じ地域の外国人への住民の関心は薄く、自治体の医療福祉への対応は十分と言えません。また市民がつくる外国人支援 NGO なども量的にも質的に乏しいものです。これはたんに人口が少ないと理由もあると思いますが、外国人への医療福祉が充実している他県と比べてもボランティア活動がなかなか定着しない理由として、異文化コミュニケーションの学者、吉田暁らが提唱する、日本人のウチ・ソト・ヨソの世界観（図2）の影響をおぼえさせられます。

いかなる文化にもウチ／ソトの区別はあると言われますが、日本文化にはとくにこの区別が著しいとされています。ウチとは個人・家族・親しい友人で、ソトとは学校・職場・近隣の人々のことです。そしてそのソトの外側にさらにヨソ大衆という概念があり、それは自分とはまったく無関係な赤の他人を指

します。この概念を用いると、日本人はウチの人間同士の助け合いはおこない、例えば自治体の掃除や神社を中心とするお祭りなどの積極的な相互扶助活動はおこないますが、ヨソ大衆の人々に対する関わりはひじょうに消極的だったと思います。ヨソの人とは、例えば地域に住む外国人や障害者であったり、都市に住むホームレスの人々、あるいは途上国の貧しい立場におかれている人々、このようなまったく関係のない赤の他人や地理的にひじょうに離れた所にいる人々に対して関心を払い行動を起こすことは、伝統的な日本の社会には見られなかった発想で、そのような活動は彼らの世界観への挑戦でもあると考えます。こうした感覚というのは、農村部の人々だけでなく私の大学の学生のあいだにも少し見られるものです。

また、学生の場合、ウチ・ソト・ヨソの関係の影響もさることながら、彼らが自発性を養う教育を受けてこなかったことも関係しているようです。私自身は外国で大学に行きましたので、日本の学生の自発性の乏しさにかなりショックを受け、どのように対処していくか試行錯誤しているところです。

私の所属する大学にもボランティア・サークルがあるのですが、その学生たちと話していく感じるのは、彼らが完璧さを意識しすぎているようだということです。もし自分のボランティアが相手に受け入れられなかったら、あるいは最後までできなかったらカッコ悪い、といった発想があるように思えます。また、自分だけ人と違ったことをすることが恥ずかしい。カッコつけだと言われるのがイヤだ、という集団主義もあるように思います。

また一方で、学生の専らの関心はアルバイトで、お金を貯めては自分の楽しみのために使うというのが一般的なライフ・スタイルです。その時その時の楽しみを追っているように見えますが、反面、サークルのなかでボランティア・サークルに登録している学生が一番多く、人との出会いは求めているという矛盾した価値観が見え隠れしています。

4 キリスト教ボランティアの公共性への貢献

最後に、このような経験からキリスト者のボランティアが公共性に貢献できることは何かを、3つにまとめたいと思います。

一つは、聖書の人間観に基づく人権意識の啓発です。私たちキリスト者は神の像に似せてつくられた人間がどれほど尊い存在かということを知っています。一人ひとりのユニークなそのままの私たちが神に愛されており、どの人も等しく尊いのだという、

聖書の人間観に基づく人権意識をもつ私たちは、社会のなかでその人権が失われている状況下の人々の存在を無視できない立場にいると思います。たとえ途上国にあっても最低限の食糧、医療、教育を受ける必要があり、日本ならば、路上ではなくて屋根のある建物の中に住み、温かい食事を吃るのは、人間として最低の権利だと思います。私たちは人権を自分で守れない人々に変わってその人々の声になる役割を担うことができると思います。

ホームレスの支援に関わっている私の友人は、自らの活動が、自治体やさまざまな人を巻き込みながら、問題解決のプロセスの中で公共空間をつくっていくことを目指している、と話していました。

二つめは、ウチ・ソト・ヨソ概念への挑戦です。これはマタイによる福音書28章19-20節に「それゆえ、あなたがたは行って、あらゆる国の人々を弟子としなさい。そして父、子、聖霊の御名によってバ

プテスマを授け、また、わたしがあなたがたに命じておいたすべてのことを守るように、彼らを教えなさい」という宣教命令がありますが、私はこの聖書の教えが、キリスト者に、見たことも出会ったこともない人々に思いを馳せるという、ヨソ大衆への関心を培ってきたのではないかと考えています。ですから伝統的な日本の価値觀にはないヨソ大衆の人々への関心というところで、キリスト者は大きな影響を与えることができるのではないかと思います。

最後に私たちは、平和をつくりだす主のしもべという視点から、先に上げたボランティア活動の共通性にあった倫理性をもち、公共性が守られているかどうかを常に見守る立場にあるのではと考えます。私たちキリスト者は、公共空間が社会平和のために用いられるような活動を擁護していく責任を負っていると思います。

現場レポート③

神のみ言葉に基盤をおくボランティア活動がひらく公共性

神田英輔

日本国際飢餓対策機構総主事

私たちは世界の貧困や飢餓に苦しむ方々を何とかしてお助けをしたいという動機で活動を続けています。

1 活動の原点・対象・前提・動機

この活動を始めた頃、たくさんの人から「なぜアフリカの人なんかを助ける必要があるの?」と言わ



神田英輔氏

れました。しかもクリスチヤンや牧師からもそう言われて非常にショックだったことを忘れることができません。グローバリゼーションの時代に入り、日本だけを見ていればいい時代はとっくに終わりました。食べることすらできないで困っている人たちがいるならば、異教徒であれキリスト者であれ、何とか

そういう方々を助けなければいけない。これが私たちの原点です。

その活動の根拠になったのは、神様の契約の対象はすべての人であるという、創世記の思想です。ヨハネによる福音書3章16節にも「神は…世を愛された」とあり、「世」には世界中の人人が含まれています。ですから活動するにあたっては、日本という国家を遥かに超えた概念が必要なのです。

マザー・テレサはマタイによる福音書25章40節の御言葉から、「カルカッタで苦しんでいるいろいろな方々の背後に私はイエス・キリストを見た」とおっしゃいました。主に仕えるようにこの方々にお仕えをしていく。そうした時にどこの国の人だろうが、そんなことはまったく無関係になってくる。それがこの働きの対象とする方々です。

私たちの活動の前提は、「あなたは高価で尊い。わたしはあなたを愛している」(イザヤ書43章4節)と聖書で語られているように、神が創造者であり、神がお創りになったすべてのものには意味があるということです。これは日本人に留まらない、すべての人に有効な御言葉です。そういうなかで、言葉、文

化、価値観、肌色の違う人々の多様性のなかでどのように共に生きていくのか——これは21世紀の課題の一つでもあると思うのですが——、そうしたことがこの働きを通して求められていると思います。私どもは、日本国際飢餓対策機構の理念を、「善隣共生」という4つの漢字で表しました。これは善隣と共生の2つを合わせた言葉で、“すべての被造物の善い隣人となって生きよう”という意味です。

私たちの活動の動機は、善きサマリア人としての隣人への愛です。そこには、自分が赦されるべき者でなかったのに赦していただいた、愛されるような者ではなかったのに愛していただいた、だから同じ愛をもって他の人に向かっていこう、同じ赦しをもって他の人に向かっていきたいという動機です。ですから私たちは福祉国家のようなものをつくることを考えているではありません。システムをつくることによって福祉ができるとは思っていないからです。それを遙かに通り越した、一人ひとりのいのちを大切にすることをやらせていただきたいと考えています。

日本国際飢餓対策機構（Japan International Food for the Hungry・JIFH）：1981年創設のNGO。国際飢餓対策機構（Food for the Hungry International、本部スイス）とのパートナーシップのもとに、第三世界を中心とした人々の自立開発協力（農業開発・水資源開発・公衆衛生普及・職業訓練など）を展開。現在、9カ国に18名のスタッフを派遣。また講演その他を通じて、国内での啓発・教育にも力を入れている。

2 和解と平和をつくる

私たちの活動は、和解と平和（シャローム）をつくり出すものでありたいと考えています。考え方の違う者の橋渡しとなり、和解の使者とならせていただき、そこに公平と正義が実現されるようになってほしいと願って活動させていただいている。

私どもは海外に「愛の使節」を派遣することを働きの中心に置いていますが、現在、世界の77カ国にはキリスト教の「宣教師」が入国することが許されていません。そのほとんどは開発途上国で、ノンクリスチヤンの8割がこの地域に住んでいます。つまりこれまでのような伝統的な意味での宣教師では、世界の2割弱のノンクリスチヤンにしか宣教ができないのです。しかし、愛をもってお仕えをしていくという「愛の使節」であれば、宣教師では許されないところでも入っていけます。

テロ集団を悪いと言うことは簡単です。では、武力でテロ集団を潰そうとしてテロがなくなるかとい

うと、決してなくならないでしょう。テロ集団が生まれる根底には、やはり貧困・飢餓の問題があります。テロをなくすためには、それらをどう解消していくのか考えていく必要があります。ですからあらゆる意味での垣根を愛によって取り除き、市民が連帯して信頼関係を築き、共に生きる社会をつくり出すことが必要なのです。

3 重要な自主性・自立性

こうしたなかで日本でもNPO法が成立しました。このNPO法人格を取得するかどうか、私たちも大議論をしてきました。結果として、まだNPO法人格を取得していません。理由は、政府と無関係に政府ではできないことをやってきたNGO活動がお上の墨付きをもらうこと自体おかしいのではないかという基本的な問題を感じているからです。NGO活動は政府の認可というより、むしろ市民と一緒にになって市民の監視のもとでやれば良いことではないかと考えたからです。

国のODAで支出される一兆円を超えるお金が、現場で見ていると、ほとんど貧しい人々のために使われてこなかったという事実があります。もっとうまく使われてほしいと思います。しかし現実は、政府の意向を受けて活動する団体にODAを流すということがおこなわれてきました。たとえば、ある大きなNGOは多くの国会議員の賛同を集めて農業支援などをしていますが、実際には日本のナショナリズムを輸出しています。

このようなシステムを変えていくことに多大なエネルギーを費やすくらいなら、私たちはポケットマネーを出してでも、ほんとうに困っている人たちをお助けしようではないか、私たちの機構は、そういう市民たちが集まって、活動自体が国の政策批判となるような働きとしてスタートしたのです。

NGOが政府の補助金をいただけるシステムが出来てまいりましたが、そこでNGOが、ほんとうに第一セクターから独立した存在として居続けることが可能なのか？私は、NGO（Non-Governmental Organization）がSGO（Subcontract-Governmental Organization——日本語では政府の下請け団体）に変わっていくのではないかという危険性を感じています。

日本国際飢餓対策機構がNPO法人格を取得しないで活動しているのは、ほんとうの意味での公共性を確保したいという願いがあるからです。

私たちの団体は、現在約4000ほどのキリスト教会、3万5000人ほどの個人会員、そして5000団体ほどの

学校やロータリー・クラブと一緒に、この一人ひとりの小口の寄付で活動をしていますが、私たちのところにも、国から大規模な補助金を出そうと言つたり、大企業から大きな寄付をしたいといった申し出が絶えずやってきます。しかしそうした申し出はこれまでお断りし続けてきました。なぜかというと、やはり活動を制限されたくない、自立性を保ちたいからです。どこから資金を手に入れるかによって、どうしても活動に制約が出てくるし、方向づけが変わってしまい、ほんとうにやりたいことができなくなってしまう。日本の場合、特にそうした危惧を持っていると感じているからです。

4 信仰と希望と愛に生きる人々を産み出す働きを

最後に国外と国内の具体的な働きについてお話をさせていただきます。中国でも必要とされる草の根の働きで私たちが協力してきた活動のひとつに、竹芸技術指導者研修プロジェクトがあります。UNDP（国連開発計画）が、1986年に中国の東と西の経済格差解消を目指して海外のNGOに声をかけたのですが、日本では当時どのNGOも協力を申し出ませんでした。そこで私たちが手を挙げ、竹芸家の八木澤啓造さんを派遣し、現地で技術指導を始めたのです。

中国は当時、これらの活動の受け皿としてCICETE（中国国際経済技術交流中心）という政府機関が担当していましたが、今やCANGO（中国国際民間組織合作促進会）という国内NGOをつくって対応し始めました。これは、中国もすでに国家で取り組むことの限界を見抜いているからだと思います。

国内では最近、小・中学校で講演会をさせていただくことが多くなっています。そこで私たちが願っていることは、現場からのできるだけ偏りのない情報をおどもたちに伝えていくことです。世界で多くの子どもたちが実際にどんな生活をしているのか、日本の飽食は当たり前のことではなく、彼らの苦しみが私たちの飽食を支えているのだと。

そんな話をしますとひじょうに関心を示し、これまで何人の子どもたちが自分のお金を自主的に寄付したいと持ってきててくれました。そこには、自分が人のために何かができるという喜びがあるのだと思います。こうしたことを通して、ほんとうの意味での公共性を育てていきたい、この子どもたちに地球市民になってほしいと思っています。

また私たちは、FAO（国連食糧農業機関）が提唱した「世界食糧デー」（毎年10月16日）を普及させる活動もしています。これは世界で貧困、飢餓に苦しむ方々に目を向け、日本の飽食を考え直そうという啓発活動ですが、自分の食事を少し我慢して、減らした分を捧げるという具体的なこともおこなっています。教会を中心に、各地でこの働きの拠点になるところが増えています。沖縄県庁、栃木県大田原市、岐阜県海津町などでは、全職員が毎年一食抜いて協力してくださるまでになっています。

「世界食糧デー」は、国連が提唱している働きですので、外務省の後援も付き、一般の方々を含めた地域全体を巻き込めるという広がりをもっています。この働きを通して私たちが大切にしているのは、寄付を集めることより、世界の現実に目を向け、苦しむ方々のために何かをするという意識が浸透していくことです。私たちは「人づくり」ということを活動の理念に掲げていますが、信仰と希望と愛を生きる人々を育てる教会の働きにお仕えしていく群れでありたいと願っています。「人づくり」は教会の業なのですから。

世の中は確かにどんどん暗くなっています。誰の責任なのでしょうか？テロが悪い、政治が悪い、経済システムが悪いと考えますが、本当の責任は誰にあるのでしょうか？私は本当の責任は「教会」にあると思っています。主は、第Ⅱ歴代誌7章14節で「わたしの名を呼び求めていたわたしの民がみずからへりくだり、祈りをささげ、わたしの顔を慕い求め、その悪い道から立ち返るなら、わたしが親しく天から聞いて、彼らの罪を赦し、彼らの地をいやそう」と約束なさっています。「わたしの名を呼び求めていたわたしの民」とはキリスト者です。教会です。この地がなぜ癒されないのであるのか。神の民がへりくだっていないからです。神の顔を慕い求めていないからです。キリスト者は確かに日本においては少数派です。しかし神の前に数は問題ではないのです。教会がこの主の言葉をしっかりと受け止めて立っていくならば、この日本や世界は癒されていく。私はそう信じてこの活動に取り組ませていただいています。

パネルディスカッション

辻岡健象・田代麻里江・神田英輔・十会場参加者・稻垣久和（コーディネーター）

稻垣氏●たいへんよいレポートをいただき、どうもありがとうございました。

神田さんが、ほんとうに悪いのは教会だと言われたのは、ひじょうに意味深長な言葉だと思います。私も基調講演の中で申し上げたのは、今のキリスト教会が伝道や聖書の御言葉の解き明かしの奉仕といったことを権にして、公共の世界から遊離し閉鎖的になっているのではないかということです。その閉鎖性が、ボランティア団体などの活動を通して開かれていく可能性があると思っています。現に長い歴史を通し、地に足をつけてそうした活動をされてきた方たちがおられ、今のお三方のレポートにもそのことを垣間見ることができたことはとても収穫だと思っています。

辻岡さんの「小さなのちを守る会」の主張は、いまの日本の公共空間ではひじょうにマイノリティな意見にすぎない。フェミニズム運動に代表されるように、多くの人々の意見は、pro-life に対して pro-choice、生む／生まないの選択は女性の自由であるという立場です。そのような状況のなかで、お話をくださった原宿でのキャンペーンの例のように、まさに街頭に、公共の場に出て行って意見を戦わせていく。このことは、健全な公共世界をつくっていく第一歩だと私は思うのです。日本の福音派の教会にも、そのようなきれいごとでは済まされない活動を20年近く地道にやってこられた実績があることを、私たちはまず確認したいと思います。

田代さんは、国内と国外両方でのボランティア活動のレポートをしてくださいました。長野在住の外国人の保健医療問題に取り組まれるなかで、オーバーステイの人たちとの関りの問題を話されました。公務員が不法滞在者を報告する義務と個人のプライバシーを守る義務という相反する義務があるなかで、神のみこころを優先させて彼らの福祉のためのボランティア活動をされているということだったと思います。

田代氏●神奈川県の例では、守秘義務のほうを優先させている方が々が NGO を支えています。その方々はキリスト者ではありませんが、キリスト者、特に

公務員をしているキリスト者の場合、このことを意識して声を上げていく必要があるのではないかと思います。

稻垣氏●国内の法律を守るのは市民として、特に公務員には要求されるでしょうが、キリスト者でボランティアに携わっている者が、あえてそれを無視して、その上に立つ権威——国家の権威よりも神の権威！——に従っているということだと思いますが、私はそこにキリスト者のボランティア活動の原点があると思います。

これは神田さんが言われた、NPO の認可を取ると助成金などが受けられてよいかもしれないが、活動を制限されたくないので NPO 法人格を取らないということと通じていますね。

いずれにしても、お三方のレポートをうかがいながら、日本の中に新しい市民社会を形成していく突破口があるのではないかと思いましたし、神田さんが言われた日本のキリスト教の閉塞状態を破っていく可能性があるのを感じることができました。

3人の方たちには共通点があって、それは、キリスト者であるなしに関係なく神様の愛は及ぶという考えに立って実践をおこなっておられることではないかと思います。

田代さんは、ローマ人への手紙8章から「被造物の贖い」という終末論的なステートメントで話され、一方神田さんは創造論的なステートメントで全人類が神の愛の対象だということを話されました。このことは、今日の教会で希薄になっている考え方で、どちらかというと信仰者だけの交わりに終始してしまう閉鎖性があります。それを打破していく視点があったのではないかと思いました。

*

男性A●たいへん興味ある話をいただきました。第一セクター、第二セクター、第三セクターというお話をされました。稻垣さんが言われたのとは別の2つの側面があると思いますので、それを申し上げます。

仕事の関係でいろいろな企業を見たり、日本の経済政策に携わっている方とお話をすることが多いの

ですが、いろいろなところを見て感じるのは、今、国家も企業も（そして教会も）、現実のリアリティをきちんと見て、現実に一番合った方法で対処する創造性が失われているのではないかということです。

海外の方とお話をすると、日本経済の一番の問題は、やはり基本的には戦後一回も政権が変わっていないことだと言われます。ほんとうは民主主義のなかに、一つがダメならば他のことをやってみるという選択ができるシステムがなければいけないので、オルタナティヴがなくなってしまって、目の前にある現実に直面できない状況があります。

日本の問題は、第一・第二セクターがうまくいかないから、第三セクターをというのではないのではないか。どのセクターであれ、自主性をもって目の前の問題を直視し、いかに対処していくかを人々の議論の中でつくっていく、そうしたコミュニティのつくり方を忘れてしまっているのではないかと思うのです。その意味では第三セクターをつくったからよいのではなく、どのセクターでも共通した問題を抱えているのではないかと感じています。

二つ目は、国家と市民を対立的に捉えられましたが、国家は敵なのだろうかということです。おっしゃられたように第三セクターの重要性はとても感じますが、現在の問題は、国家ですらグローバル経済をコントロールできなくなっていることだと思うのです。実は第一セクター、第二セクターという問題よりも、国家も含めた昔の共同体がグローバル経済に対応できなくなっているのではないか。そのため国家だけでは足りないから公共の空間、第三セクターをつくろうという考え方が出てきているのではないか。国家を敵とみたり、対立的に考えるのは、戦前の天皇制国家のような状況では成り立つでしょうが、現在の状況はむしろ、国家ですらコントロールできなくなっているのをどうしようか右往左往しているのではないかと思います。

稻垣氏●必要なご指摘だと思います。第一セクター（国家）、第二セクター（市場）の問題は、本日のテーマではないので論じませんでしたが、一言だけ付け加えます。国家や市場がシステム化して官僚化、合理化していくのは近代化論の常識です。これはある意味で避けられません。ただそれでも、その内部にいる人が生活世界の感覚、生活者としての一市民の感覚を取り戻すことによって改革していくことはできるのです。その市民感覚というのが生活のニードから出てくる第三セクターなのです。ここに第三セクターと第一、第二セクターとの有機的な相互交流が出てきて、生き生きとした公共性が生まれてくる

ことが期待されます。

ところで JIFH は、NPO 法人格を取得して国家から助成を受けない、いわば国家と距離を置く方向で来られていますが、今のような、グローバル化の中では、もう国家やお上といったものはあまり気にしなくともいいじゃないかという意見をどう思われますか？ また NGO の問題は、このグローバル世界とひじょうに深く関係していますが、JIFH は国境なしの活動をして来られて、グローバル化の問題をどういうふうに御覧になっているでしょうか。

神田氏●グローバリゼーションは、国家ですらコントロールできなくなっているというのは、そのとおりだと思います。しかし残念ながら、日本の国はまだ、グローバリゼーションも、それ以外のいろいろなものも自分でコントロールできると考えています。そのためにかなり右翼的、反動的になっているような気がします。

私は NPO 法そのものに反対しているわけではありません。ただ NPO 法には、NPO 法人格を取るためにには宗教活動を主たる目的とするものであってはならないと規定されていますし、さらに免税措置を受ける場合は一切の宗教活動をしてはならないと規定されています。私どもは、聖書に基づいた「善隣共生」の働きをしていて、これは私たちにとっては純粋な宗教活動なのです。このように現在の NPO 法は、NGO 活動と宗教のかかわりがよく理解できていない人によってつくられている法律だと思えるので、私たちは今のところ NPO 法人格を取得するのは不適当だと考えているだけなのです。

稻垣氏●NPO 法の「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと」（第一章・第二条 2-2-1）との条文は、宗教的信念をもったグループがボランティア活動をすることを否定していないと思います。いずれにしても、NPO 法と同じ民法の中には公益法人制度というものがあり、そこにはキリスト教主義の大学のような学校法人も含まれていて、政府からたくさんの助成金を受けとて公共的な教育活動をしていますし、キリスト教系の老人ホームのような社会福祉法人もこの制度に属する組織です。このように、ノン・プロフィットで日本の最近の NPO 法を思い浮かべるとズレが出てきますので、ボランティアをもっと広く捉えて考えたほうがいいと思います。現にアメリカでの NPO は、私立の学校や福祉団体も含む概念で、国家からの助成金もたくさん支出されています。

男性B●私は“お上”の側にいる人間ですが、お上の側にいるキリスト者として言わせていただきますと、日本国憲法には、キリスト教的精神がはっきりと書かれています。その意味でも国家やお上を敵視する必要はまったくないと思うのです。

それはそうとして、神田さんがおっしゃった話はひじょうに重要な話だと思います。私が学生の時に、聖書から教えられて公共のなかで働くと思いましたが、存在している公共の場はあまりなく、政府に関わらざるをえなかったことを思い起こします。しかし、政府ができるることは納税者に対するサービスですから、限界があるのは当たり前なのです。その限界を超えるために新しい公共というものが必要とされていますが、そこをキリスト教会が活かしてこなかったことに、私は一種の無念さを感じます。

阪神淡路大震災が起ってから、この10年間でボランティア活動がものすごく増えてきました。しかし、稻垣さんが言われた voluntas に依拠する公共というものはあったにもかかわらず、戦後50年間、キリスト教ボランティアが世の中に見えなかった。あるいは私たちキリスト者が出ていくだけの十分な場がなかった。また田代さんがおっしゃったように、ボランティアが職として従事していく形になつていなかったところに、抜がりの欠落があると思います。すなわち、別に営利を得るという意味ではなく、そこに携わっている人たちを養っていくことができなければ、ボランティア活動は続かないのではないかと思います。

私はボランティアに関して、神田さんが言われるように、政府からお金をもらってやるべきではないと思っていますが、その支援金が増えないとしたら、それはキリスト教会の問題で、まさしくキリスト教会がこの領域に十分対処してこなかったからだと思って残念でしょうがありません。

稻垣氏●田代さんが話された、NPO 法人伊那国際交流協会の活動に対して、近隣のキリスト教会など、キリスト教からの関心やレスポンスはありますか？

田代氏●今の地域にまだ1年半くらいしか住んでいないのでよく分かっていないかもしれません、私が知っている限りでは、この活動に参加しているキリスト者で福音派の人はありません。以前にカトリックの方々は関わっていたそうですが。

稻垣氏●すでに実際に立派な実績を持っているキリスト者のグループがあるのでですから、教会がそれにもっともっと目を向けて、そのことによって教会自身が豊かになっていくことが、これから望まれていくように感じました。

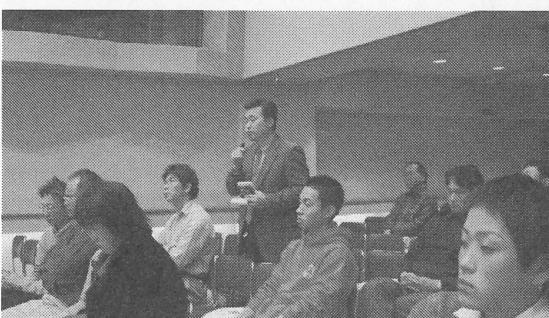
男性C●私は以前ずっと福祉の仕事をてきて、それから牧師になりました。公共性というと、よく平等性や水平性が重視され、宗教的なものが排除されていく危険性がすごく大きいと思います。そういう意味で、教会がどのように公共性というものを考えていくかは、たいへん大きな問題だと思います。

また私はそうした活動では個々の地方教会の責任が大切だと思っています。それはその地域に遣わされた教会として、地域に対してどういう責任を持って関わっていくかという自覚が大切だと思うからです。クリスチャンたちが福音宣教と共に、共に生きる地域をいかに養い育てていくかが、たいへん大切なポイントになると思っています。

既存のボランティア・グループに宗教が入っていくのはなかなかむずかしい。しかし私たちが目指していくのは全人的な本当の幸福です。救いというものが前提にない、生活的な幸福の達成だけを目指すのなら、クリスチャンが関わっていく意味がないと私は理解しています。教会は地域の人たちがほんとうに苦しんでいる叫びを聞いて、そういうなかで何をするかが大きな課題と考えていますが、キリスト教を排除される方については私たちの責任ではないというふうに理解をしています。それは関係ないというのではなく、とりあえずそうした人たちは公の方でやっていただく。クリスチャンは1%しかいませんから、力をどこに注いでいくかも大切な問題だと思います。

稻垣氏●いま言われた点をめぐっては、またいくつかの議論が巻き起こる可能性がありますが、残念ながら時間を使ってしまいました。盛り上がった内容を、今後ともぜひ継続して考えていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。



シンポジウムを終えて：新たなキリスト教倫理に向けて

稻垣 久和

シンポジウム「キリスト教ボランティアがひらく公共性」を終えて、21世紀のキリスト者の実践的課題が見えてきたように思う。それは一口で言うならば、グローバル時代の倫理の形成であり、明らかに従来の倫理学を越えていくものである。キリスト者のみならず、21世紀に生きる人類が必要とする倫理学となろう。以下その素描をしてみよう。

1 再考をうながされるギリシャ的倫理観

西洋において倫理学という分野はギリシャ時代に端を発し、そこにキリスト教が誕生して以来、神学的考察が加わり、現在に至っている。しかしそのギリシャ的性格は、キリスト教倫理であっても本質において色濃く残っている。今日、キリスト者が第三世界に出て行って、その異文化接触のなかで実践する隣人愛と共生の体験は、そのような静的なキリスト教倫理の再考を促しているように思える。私はそれを学問的に「恩恵と責任」という言葉で特徴づけたいと思う。これは従来の倫理学の「善と徳」に対比させた概念である。

プラトン、アリストテレスに由来する倫理学は獨特の存在論に基づき、その中核に善と徳を位置づけた。プラトンは国家・政治社会つまりポリスを、一人ひとりでは生きていいくことができず、かつ多くのものに不足している人間が、その必要を満たすために一緒に住む場所として捉えた（『国家』369B-C）。このような必要から生れた国家が目ざすべき目標は、幸福（エウダイモニア）であり、しかも国家の一つの階層だけの幸福ではなく、国家の全体ができるだけ幸福になることである、と説く（同420B-C）。

幸福とは善きものを所有し、享受することであるが、この善には二種類ある。すなわち人間的な善としての健康、身体の強壮、美、富、そして神的な善には知恵（思慮）、節度、正義、勇気などの徳が含まれる。この二種類の善のうち、後者がより上位の善であり、したがって国家全体の眞の幸福のためには、それらの徳の実現を目標としなければならない（『法律』631B-D、697A-C、963A）。言い換えれば、「必要」から生まれた国家が目ざすべき国家全体とし

ての目標は、人々がただ生きることではなく、「善く」、すなわち正しく、美しく生きることである（『クリトン』48B、『法律』707D）。これがプラトンの基本思想である。またここに、「共通善」という概念も明確な形で出ている。

アリストテレスも基本的にこれを継承し、最善の生活は勇気、節制、正義、思慮などの徳に即した行為、すなわち有徳な生活（『政治学』1323 b 40-1324a2）であり、個人の善を実現するよりも政治社会の共通善を実現し、保持することの方がより美しく、神的であると述べている（『ニコマコス倫理学』1094b10）。

2 「善一徳」から「恩恵一責任」へ

ここでわれわれは、この西洋倫理思想の原点の発想の二つの点に注意したい。一つは存在論、もう一つは国家論である。まず、第一に、プラトンやアリストテレスの徳の倫理学の背後には、独自の存在論があるということである。つまり人間の徳とは、人間のありうる最善の「存在」の状態を示しているということである。そしてこの存在とは、無時間的な永遠と関わっているのである。人間は歴史の中に生きている、時代の中に生きているという点が欠落している。

プラトンの存在理解には時間から超然として、時間を無視したところがある。プラトンが善を希求する感情的動因としてあげているのが「エロス」である。そしてこのエロスが向かう対象は善それ自体であり、それはこの世のものではない（イデアの世界）。つまり生成・消滅の動的な世界、時間の世界の中ではなく、静的な永遠の世界の中にある。エロスとは相対的に言えばより善きものの追求、絶対的に言えば完全存在の追求である。完全性の尺度の一つに永遠の持続がある。動物的生殖の中にある盲目的なエロスも、すでにこれに向かって働いている。「いつまでも変わらぬ同じもの」ということが、真実の存在への接近の第一歩である。人間の中の観想的なエロスは、より直接的な接近によってこの第一歩を乗り越える。知者においては、エロスはもっとも直接的

な志向のうちにある。このように時間という観点ではなく、永遠という観点から出来ているプラトンのエロスは、エロスの向かう対象に何の責任も負わないものである。永遠な存在には責任は不要である。人間に責任の感情が出てくるのは、滅びゆく存在、有限の存在に向かうときである。そしてそれがこれまで西洋倫理思想に「責任」が主要課題として入ってこなかった理由である。

キリスト教は確かに、神の視点からギリシャ的存在論を批判したが、トマス・アクイナスを通して、倫理学の根幹には「善と徳」という構造が残ったのである。

しかし、今日、われわれは人間の存在と世界の存在が永遠ではなく有限であることを知っている。プラトンとわれわれの二千年以上の隔たりのなかでの違いの極端なこと、それは科学技術の発達とそこから派生した経済発展である。それがわれわれに宇宙の有限性、宇宙船地球号の現実を知らしめ、地球村というグローバルな現実を体験的に知らしめたのである。したがって、人間の徳を永遠存在と結びつけるのではなく、滅び行く、傷つきやすい有限存在と結びつけるように転換しなければならないのである。プラトンのエロス的希求心は永遠世界への宗教的法悦と紙一重である。しかしそれわれわれはこのような上昇思考的な宗教心ではなく、有限で滅びるものへの愛と共感という下降的な宗教心を必要とするであろう。これが倫理的世界への関心を呼び起こすのである。神の子イエス・キリストの受肉の今日的意味がここにある。

さらに裸の赤子として来られた神のアガペーは、われわれに世話をすることの意味を教える。そもそも人の世において、赤子を世話しない親はいない。これが責任の原型でもある。しばしば「存在（である）」から「当為（すべし）」への転換の困難さが倫理学の課題になるが、生れたばかりの赤子の存在は無条件に親の「世話をすべし」という当為の感情を呼び起こす。親は赤子への世話を無条件に引き受けるであろう。赤子はそのままに放っておけば死んでしまう。その滅びゆく存在に対して親は無条件に責任を果たすのである。親は赤子に対して無条件で責任を果たす。これを赤子の方から見れば、赤子は無条件で親の恩恵を受けるということだ。ここには責任と恩恵の非対称が存在している。

親は赤子への責任を果たすときに、赤子からの見返りを期待しない。この場合の責任は対等の取引や契約から生じているのではない。有限で滅びゆくもののへの無償の愛や慈しみから生じた責任である。こ

れが「徳」ではなく「責任」が倫理学の中に入ってくるときの原型となる。このような親の責任から受けた赤子の恩恵は、一方的であり無償である。赤子はこの恩恵を今度は責任として返すべきであろう。しかし誰に返すのか。実は、この恩恵を返すべき相手は自分が親になったときに自分の生んだ赤子に返すのである。このように責任と恩恵とは世代を継承して返されていく。これは無時間の倫理学ではなく時間の中の倫理学である。ここに西洋倫理学を大きく転換していく糸口がある。それは善一徳の無時間的な実体論的な倫理学の概念から、恩恵一責任の時間的な関係論的な倫理学の概念への転換である。

西洋倫理学は存在を基礎にすえた徳の倫理学から、やがてキリスト教の影響を受けた契約の倫理学へと変化していくが、いずれにしても無時間的で同時代的である。近代の市民社会論で重要な役割を果たす社会契約論も同時代人の間での契約に過ぎない。まだ生まれていない歴史の未来、つまり将来世代は契約の外にいる。しかし、今、われわれが直面している倫理学は地球生態系の有限性、天然資源の有限性を視野に入れた倫理学でなければならない。このときの倫理学は時間の中の倫理学、親から子へ子から孫へと継承される、世代間の倫理学でなければならないであろう。このとき恩恵と責任の関係を中心にして置いた倫理学が必要になってくる。さらに、人間関係において、善（good）に基づいた徳（virtue）よりもむしろ、恩恵（grace）に基づいた責任（responsibility）が真剣に考えられるようになるであろう。公共哲学・神学としても共通善（common good）と同時に共通恩恵（common grace）という概念が重要になってくるであろう。「小さな命」を慈しむこと、生態系保持と食料生産を助ける環境NGOの活動、これらが今日の非キリスト教徒と共に協働可能な倫理学の基礎はここにある。それは恩恵一責任の倫理学である。

3 共通恩恵に根ざした市民社会論

第二に国家論である。ギリシャの国家論は有徳の生活と結びついていた。国家と個人との関係でいえば明らかに価値の源泉は国家（ポリス）にある。つまり個人よりも国家優位の倫理学になっている。その国家が有徳の生活と結びつけられたとき多くの問題を抱えることとなる。つまり、近代に至って主権国家の概念が成立し、国家の権力構造と個人の良心の自由が衝突したときに問題は先鋭化する。国家が徳目を押しつけるという問題だ。ここでアリストテレス・トマス的な共通善ではなく、もう一つの西洋

における共通善の伝統であるアウグスチヌスの共通善（これは共通善というよりも共通恩恵と表現した方が正しい）を取り上げてみたい。

アウグスチヌスは原罪のゆえに、人間の善よりも悪の面を深刻に取った。そのため正義と人々の共通善の実現を目的として掲げる国家観には批判的であり、むしろ悪と罪の抑制として国家を捉えるべきだという。したがって、せいぜいのところ国家とは人々が平和と安寧を目指すような制度を見るにとどめる（『神の国』27、19、15、13）。これは人間の善ではなく、悪の側面を深刻に取り、悪の抑制・罪の抑制として国家を捉えるのであるから、共通善ではなく、共通恩恵としての国家論である。私は、近代以降の国家の性格を本質的にこのようなものであると見る。あえて有徳な生活の場であるとせずに、もっと抑制をきかし、たんに平和と安寧のために市民

が権力を委託している制度なのである。そしてむしろ公共のもの（res publica）として捉えるべきは、国家よりも、市民がボトムアップにつくる市民社会の方である。

市民ボランティア・グループはいとも簡単に国境を越えていく。キリスト教ボランティアが国境を越えたネットワークを形成するとき、それは最も根本的な平和維持活動なのである。

「共立研究」は年3回発行。定期購読は年間500円（郵送料込）です。購読ご希望の方は、研究所までご連絡ください。

共立基督教研究所 共立研究

発行人 稲垣久和

編集 高橋伸幸

『共立研究』バックナンバーのご案内

巻数・号数	主な内容
Vol. V - No.1	特集 神学と人文科学 新約聖書とギリシア・ローマ古典 小林高徳／C・S・ルイスの弁証学における想像力の役割 井上政己
	特集 神学と自然科学 「自然の神学」の展開—パネンベルクとポーキングホーン 稲垣久和／科学の時代の宗教 イアン・バーバー
	特集 キリスト教信仰と文化 ジョン・H・ヨーダーとH・リチャード・ニーバー 藤原淳賀 オリエントの文脈に照らした「契約を『結ぶ』」行為—エレミヤ31章31節 菊池実
Vol. VI - No.1	特集 日本における神とキリスト者と社会—「政教分離」と「キリスト者の政治参加」をめぐって 杉谷乃百合
	No.2 「心理臨床から見た『人格』—現代病としての境界例 杉谷乃百合
	No.3 「大学における神学の役割」 J・ポーキングホーン／稻垣久和訳
Vol. VII - No.1	No.3 フィリピンの社会構造とキリスト教 宮脇聰史／沖縄の民俗と信仰心 櫻井団郎
	偕成伝道女学校、共立女子神学校、そしてバイブルウーマン 鈴木正和
	No.2 教会形成神学としての高倉徳太郎の神学：序説 崔炳一／“Memetics, Language, and Theology” Joseph Poulshock
Vol. VIII - No.1	No.3 特集 グローバル時代の国際秩序とキリスト教
	特集 公共の神学と戦後デモクラシー 深井智朗、江藤直純、稻垣久和

● I～IV巻、および各号のより詳しい内容は、<http://www.tci.ac.jp/~kci/kyoritsukyogen.htm> または共立基督教研究所までお問い合わせください。●共立研究は年3回発行。年間購読料（送料込）は500円です。定期購読のお申し込みは郵便切手を添えて共立基督教研究所まで。●バックナンバーは1部100円（送料別。製品到着後、切手または郵便振替にて代金をお支払いいただきます）。